

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0931

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	45,000 円
項目	事務所費	充当額	40,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃借料 5～7 月分		
備考	その他の支出日 5/30、6/30		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃 貸 人	住 所		印 鑑	
	氏 名			
賃 借 人	住 所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印 鑑	
	氏 名	篠井 健 克		

1	場 所	さいたま市大宮区浅間町2-73-1					
2	駐 車 場 区 画						
3	車 両	車 名		登 録 番 号		特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃 料	一 カ 月	15,000 円	支 払 方 法	当月末翌月分前納	特 約	2カ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自	年 月 日	満	年 間	特 約	更 新 可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特 約	違反のときは 無 催 告 解 除
8	解 約	賃貸人 カ月前予告 解約可能 賃借人 / カ月前予告					
9	保 証 金	金 〇 円也 契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還					
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0932

(1/3)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	36,000 円
項目	事務所費	充当額	32,400 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃借料 5～7 月分		
備考	その他の支出日 5/30、7/1		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0932

(2/3)

8910528929267

2 年 用

No.

領 収 証

番号

藤井 たけし 様

自 年 月 日

至 年 月 日

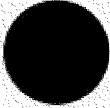
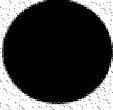
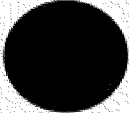
約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を
申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の
ものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

政務活動費 領収書等貼付用紙

0932

(3/3)

2025 年 5 月分	2025 年 4 月 30 日 受取りました 12,000	領 収 印 鑑	
2025 年 6 月分	2025 年 5 月 30 日 受取りました ¥12,000-	領 収 印 鑑	
2025 年 7 月分	2025 年 7 月 1 日 受取りました ¥12,000	領 収 印 鑑	

政務活動費 領収書等貼付用紙

0933

(1/3)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所セコム 4 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0933

(2/3)

年 月 日		摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
07-04-30		振替	*12,980	ヒコム.カ	

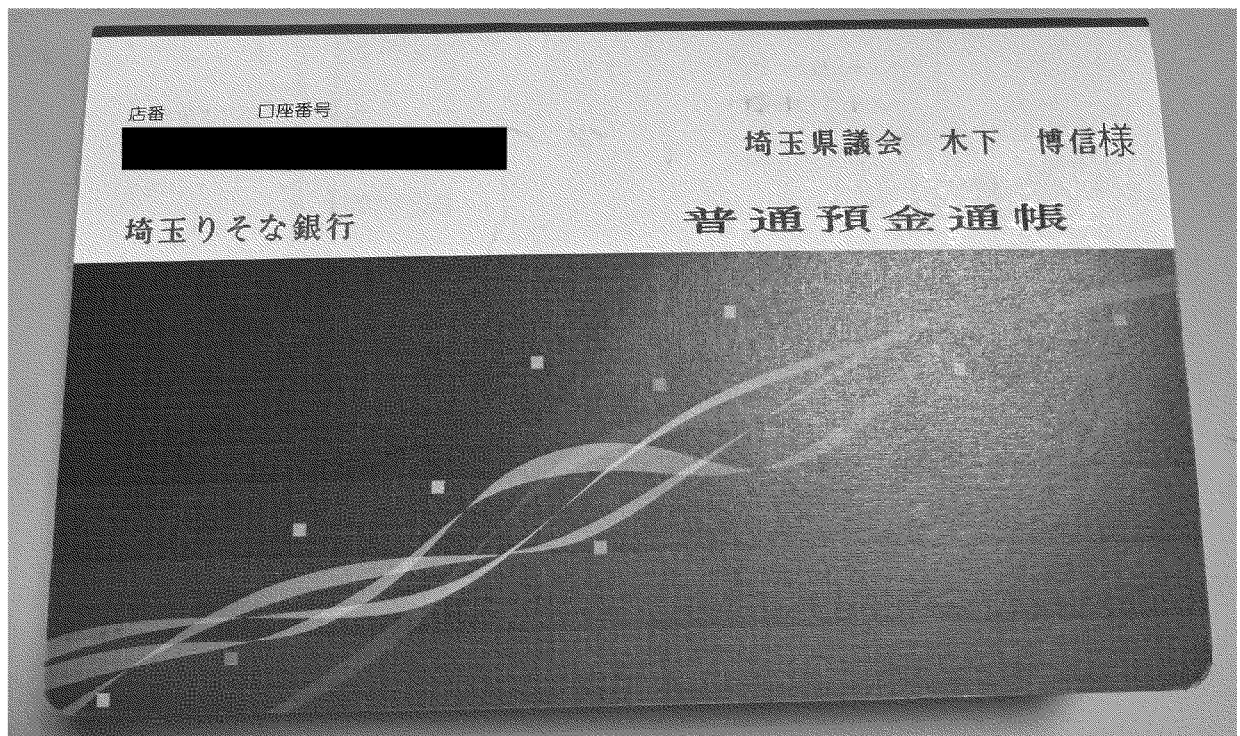
◎他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ◎本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0933

(3/3)



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0934

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	30,660 円
項目	事務所費	充当額	27,594 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 （来客 1. 職員 1）		
備考	支出日 2025/05/30 2025/06/30		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0934

(2/2)

JAキャッシュサービス			
ご利用明細票			
毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご確認ください。			
取引金融機関・店	取引金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0029
取扱日	口座番号等		
07-05-30			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	10:58		
お支払可能残高			
マツサ*ワタタ*シケンキ* カイキ*インジ*ムショ*タ *イ様 048-945-0992			
*印線跡非認済			
*印線跡非認済			
JAバンク			

JAキャッシュサービス			
ご利用明細票			
毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご確認ください。			
取引金融機関・店	取引金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0055
取扱日	口座番号等		
07-04-30			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	11:58		
お支払可能残高			
マツサ*ワタタ*シケンキ* カイキ*インジ*ムショ*タ *イ様 048-945-0992			
*印線跡非認済			
*印線跡非認済			
JAバンク			

JAキャッシュサービス			
ご利用明細票			
毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご確認ください。			
取引金融機関・店	取引金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0101
取扱日	口座番号等		
07-06-30			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	13:33	¥134,448	
お支払可能残高	¥134,448		
マツサ*ワタタ*シケンキ* カイキ*インジ*ムショ*タ *イ様 048-945-0992			
*印線跡非認済			
*印線跡非認済			
JAバンク			



契 約 証 書

駐車場（中野115-4）

松澤 正 様

令和6年 7月 / 日

取扱業者名

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

駐車場使用契約書

貸主 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名 称	
指定場所	自動車2台分

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和6年7月1日から 令和7年6月30日までの 1年0ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和5年7月1日(使用中)

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %		
支払期限： 毎月 日までに ☐ 当月分・ ☒ 翌月分 を支払う			
支払方法	☐ 口座振替	金融機関： 口座番号： 口座名義人： TEL：	
	☒ 振込み		
	☐ 持参	持参先：	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
	適格請求書発行事業者の登録を受けている場合はその番号	
管 理 業 者	商号又は名称	
所 在 地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管 理 担 当 者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号()第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	



契 約 証 書

駐車場（中野115-4）

松澤 正 様

令和 7年 7月 / 日

取扱業者名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0935

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	262,779 円
項目	事務所費	充当額	236,501 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場料金（4 月・5 月・6 月分）		
備考	87593 × 3 ヶ月 = 262779 円 262779 円 × 90 % = 236501 円		

支払証明書あり

理由



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構 造・規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	59.95 m ²	
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024 年 3 月 19 日 から	2 年 - 月間	
終期	2026 年 3 月 18 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引			
駐 車 料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振 込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
借主は契約更新時に取引業者に対し書頭作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。	

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処をすること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社 村田管理サービス
氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室
氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所
氏名 (印) 電話番号 ()
極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 19084 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 事務所所在地
商号 株式会社 グッドステ 商号
代表者等 益子 賢治 代表者等
登録番号 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

- 第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して
契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)
記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の
通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

- 第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新
料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

- 第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。
- 一 本物件内の水道光熱費
 - 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
 - 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
 - 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

- 第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃
料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるもの
については、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続
期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

- 第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに
対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害
金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(内部造

第14条

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下
総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が
反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締
結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃
借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(修繕)

第15条

(禁止または制限される行為)

- 第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。
- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡
(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
- 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

- 第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の新設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

- 第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

り
と
もの

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

とは
貸す

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

は

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

要な
なる

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

）

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

以後

十 その他本契約の各条項に違反したとき

知

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

変更

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

且
因
員

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

務
除

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、 3 ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から 3 ヶ月分の賃料およ

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。	
4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。	
(賃貸借期間開始前の解約)	(連帯保証人)
第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。	第30条
(契約の終了)	
第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。	
2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。	
一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき	
二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき	
(明渡し)	
第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。	
2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡しを事前に貸主に通知しなければなりません。	
3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。	
4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。	(財務)
(明渡し時の原状回復)	第31条
第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)	
2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。	
3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。	
4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。	(協議) 第32条
(立入り)	
第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。	(管轄) 第33条
2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。	(特約) 第34条
3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に	

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するのとおりとします。

以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0936

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	80,443 円
項目	事務所費	充当額	40,221 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所の電話料金		
備考	令和 7 年 4 月-12 月分		

支払証明書あり

理由 web 発行のため

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0936

(2/2)

web発行

〒359-1141
所沢市小手指町1丁目30-20

岡田 静佳
様

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 04-2921-7533

年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 4月分	8,728円	2025年 4月30日	東日本ご利用分
2025年 5月分	8,931円	2025年 6月 2日	東日本ご利用分
2025年 6月分	8,921円	2025年 6月30日	東日本ご利用分
2025年 7月分	9,010円	2025年 7月31日	東日本ご利用分
2025年 8月分	9,073円	2025年 9月 1日	東日本ご利用分
2025年 9月分	8,957円	2025年 9月30日	東日本ご利用分
2025年10月分	8,914円	2025年10月31日	東日本ご利用分
2025年11月分	8,960円	2025年12月 1日	東日本ご利用分
2025年12月分	8,949円	2026年 1月 5日	東日本ご利用分
合計	80,443円		

※ 1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※ 2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2026年 4月 1日
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0937

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 4 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目3番地	第 1 号
車種及びナンバー	[REDACTED]	
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

- 貸主(甲)と借主(乙)は、前条項を双方承諾の上、
- 第1条 賃貸借契約は、5年6月6日より5年6月5日まで/年とする。賃し期間満了の場合、延長あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借車の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和5年6月6日

貸主(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森 伊久磨
印 [REDACTED]

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0938

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 4 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	京 〇 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

貸主(甲)と借主(乙)は、下記各項を双方承諾の上契約を締結する。

- 第1条 賃借期間は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒までとする。貸し期間満了の期に必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

貸主(甲)住所

氏名

印

借主(乙)住所

氏名

印

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1006

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	110,000 円
項目	事務所費	充当額	88,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃として		
備考	令和 7 月 5 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1006

(2/2)

領 収 証

美田町ねね政務事務所 様 No. _____

★ ￥ 110,000-

但 令和7年 5月分事務所家賃費等

令和7年 5月 1日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と 借主 美田宗亮 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所		階 号室
				区画番号()
	所 在 地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地		
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺／(2)階建		
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月
	面 積	115.08㎡の一部		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2025年 4月 1日 から	2028年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2028年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
☒ 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名			
	住所			
管理業者	商号又は名称			
所在地			TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名			
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号	)		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 1年前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025 年 3 月 28 日

甲・貸主	氏名		印	TEL
	住所			
乙・借主	氏名	美田 宗亮		TEL
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	円		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101 048-984-7824	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	印
宅地建物取引士	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 19日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	印
	登録番号		登録番号	() 第 号
宅地建物取引士	業務に従事する事務所名	株式会社KBMプロパティ	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101	事務所所在地	
	TEL	048-984-7824	TEL	

※国は原則として実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の条項に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1007

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	240 円
項目	事務所費	充当額	216 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事業ごみ処理手数料		
備考			

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター		伝票No	201
納入者	住所	狭山市島土町1-14-11		
	氏名	東山事務所		
車両番号		地区	狭山市	
年月日	2025/05/01	時間	14:10	
業者名等	事業者			
銘柄	可燃ごみ			
総重量	1,520 kg	空車重量	1,530 kg	
正味重量	10 kg	単価	240 円/10kg	
金額	240 円 10%対象			
	21 円 内消費税			
一般廃棄物処理手数料納入通知書			領収印日付	
狭山市長 小谷野			領収 7.5.-1 狭山市現金取扱員 63	
狭山市登録番号:T4000020112151				
備考				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1041

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 2 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	4,400 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所の看板代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1041

(2/2)

領 収 証		No. 008454
清井 明 様		2015年5月17日
金額	¥5,500-	
但し、前記の2015年5月17日の領収書（008454）に代り、（2015年5月17日）		収 入 印 紙
上記の金額正に領収いたしました		
内 訳	BEST HOUSING 株式会社ベストハウジング	
振込金額	☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3025	
消費税額等（%）	☐ 東武大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町2丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582	
	☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市本川町2129番地1 TEL 048-920-3141 FAX 048-920-3140	
	☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番8号 TEL 03-3860-1401 FAX 03-3860-1402	
	☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885	
社印・振込印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。		

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	2 階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円・税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・数引				
		円		円
礼金	円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う		
	☒ 振込 ☐			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
- ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代理印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 第 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1042

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 2 日	支出額	133,100 円	
項目	事務所費	充当額	53,240 円	
細目	事務所費	按分率	1/2	8/10
摘要	自民党越谷支部と共同事務所のため折半 2025 年 5 月分家賃			
備考				

政務活動費 領収書等貼付用紙

1042

(2/2)

領 収 証	
No. 008453	
支払明 様	2005年5月17日
金額	1,133,100-
但し、お詫言ひ、2005年5月分資料にて（2005年5月29日入金）	
上記の金額正に領収いたしました	
内 訳	BEST HOUSING 株式会社ベストハウジング
税抜金額	
消費税額等（%）	
☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029	
☐ 愛国大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582	
☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市水戸町2129番地1 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140	
☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403	
☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885	
社印・取扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。	

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	2 階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引			
		円	円
礼 金		円	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代理印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 第 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1043

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 2 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	36,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	R7 年 4 月分 日出谷事務所賃料、駐車場代など		
備考	岡地優 36,000=40,000*9/10		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

1043

(2/2)

07-05-02 .送金	*40,000
--------------	---------

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは
次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優 [REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1071

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 5 日	支出額	68,200 円
項目	事務所費	充当額	61,380 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃令和 7 年 5 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 毎月口座振替のため

事業用建物賃貸借契約書

貸主 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という)と借主 業 寛美 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおりこの債務について連帯保証契約を締結した。

通書 (1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大島ハイフ			1 階	101号室	
	所在地	(登記簿) 春日部市南四丁目、3520番地21、3520番地22 (住所表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4					
	種 類	アパート	家屋番号	3520番21			
	構 造	木造					
通書 (2) 賃料等の表示等	面 積	専有(壁芯)	20.00 m ² (約 6.05 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	物件の所有者	(住所)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
		(氏名)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
	使用目的	事務所					
通書 (3) 賃料等の表示等	賃 料	月額	66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分) (金額) 60,000 円		
	管 理 費	月額	円(うち消費税 円)	礼 金	(賃料の 1 ヶ月分) (総額) 66,000 円 (うち消費税) 6,000 円		
	共 益 費	月額	2,200 円(うち消費税 200 円)				
	駐 車 料	月額	円(うち消費税 円)				
	付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円		
	雑 費	月額	円(うち消費税 円)				
	保 険 料	総額	19,000 円(うち消費税 円)	更 新 料	新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)		
	保 証 料	68,200 円					
	保 証 金	円(3.3㎡当たり 円)		更 新 手 数 料	新賃料の 0.5 ヶ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
	通書 (4) 保証金の償却	保証金の償却	建物明渡し時に 円 (総額) 円 (うち消費税) 円 ・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
		契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日迄の2年0ヵ月0日間				
通書 (5) 借主の解約権	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
通書 (6) 賃料等の表示等	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
	振込先	口座名義人		口座No.		振込金額合計 (振込料はこの負担とする) 68,200 円	
	口座引落 委託会社名 保証会社						
	翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。						

添書(3) 貸与する 建物の 他	付属施設	[REDACTED]					
	貸与する建物の他	No.	[REDACTED]		No.	[REDACTED]	
		No.	[REDACTED]		No.	[REDACTED]	
		銀の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日					
		ポストボックス [REDACTED]					
添書(4) 特約事項	別紙、特約事項を参照してください。						

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

		貸主・甲		借主・乙	
住 所	〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1		〒[REDACTED] [REDACTED]		
電 話 番 号	048-739-1235		[REDACTED]		
氏 名	[REDACTED] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博		[REDACTED] 借主 栄寛美		
乙の連帯保証人・丙	〒[REDACTED] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)		〒[REDACTED] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)		印
保証機関	エルズサポート(株)				
(緊急時の連絡先)	〒[REDACTED] (住所) (氏名) [REDACTED] (電話番号) [REDACTED] (乙との関係) [REDACTED]				
媒介業者			媒介業者		
免許番号	埼玉県知事(2)第22767号		免許番号	埼玉県知事(16)第566号	
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1		主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5	
商 号	株式会社サンハウジング		商 号	株式会社マルヤ住宅	
代表者	代表取締役 金子 勝博		代表者	代表取締役 新井 [REDACTED]	
宅地建物取引士			宅地建物取引士		
登録番号	[REDACTED]		登録番号	[REDACTED]	
氏 名	[REDACTED]		氏 名	[REDACTED]	
事務所名	株式会社サンハウジング		事務所名	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5	
所 在 地	埼玉県春日部市大場1057番地1		所 在 地	株式会社マルヤ住宅	
電 話	048-739-1235		電 話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1078

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 6 日	支出額	1,260 円
項目	事務所費	充当額	1,134 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所ゴミ処理代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1078

(2/2)

納入通知書・領収書

2025/05/06

No. 51

車 番		入出庫区分	搬入
区 分	一般		
伝票番号	2/14		
氏 名	自工様		
ごみ種	一般持込		
総重量	11:10	1,120 kg	
空車重量	11:13	1,060 kg	
正味重量		60 kg	
マットレス		0枚	

備 考

適用税率10%対象

税抜額	¥	1,146
消費税	¥	114
税込計	¥	1,260

検 印

25. 5. 06

上記のとおり納入してください

春日部市長 岩谷 一弘

上記のとおり領収しました

春日部市会計管理者

登録番号:T4000020112143

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1092

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 7 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	フロアモップ F		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1092

(2/2)

お客様名
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号 T8070001004715

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサービス北関東
〒350-2213 埼玉県川口市折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
0120-00-5695

発行日 2025年 5月 7日 次回訪問日 2025年 6月 4日 取引 現金 No.100215237000

商品・サービス内容		契約数	単位	単価	納品回収金額		納品回収金額		備考
フロアモップF	FW-DF 4W	1	1	990	1	1	990		

2025年04月29日時点 DDuetコイン残数

前回未収残	納品金額 訂正後 納品金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税 率	備考	担当 氏名
	900	90	990	990	10%		

DUSKIN 563

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1093

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 7 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所玄関マット及び清掃用品代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1093

(2/2)

領収書

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒250-0066 川崎市港南町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
T9330001064080

07年 05月 07日 発行日 06年 02月 12月 00998 4W
(現金)

商 品 名		数量	単 価	税 別 金 額	税 別 金 額	納品・回収訂正	訂正
		数量	単 価	金額	金額	金額	金額
DWLH	吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1969	1	1969		
BSC3G	おそうじベアツク3 クレー	1	1990	1	1990		
BSS5-G	おそうじベアツク3ジョジョG	1		0			
BLALA-G	おそうじベアツク3ワワG	1		0			
BSC3CL	ベアツク3用クリーナー			0			
10%合計			3,959	内消費税		(359)	

前回未収残	納品金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 納品金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010512021

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1150

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 8 日	支出額	11,440 円
項目	事務所費	充当額	10,296 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	契約駐車場代＋振込手数料（6 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号

取扱店	お取引日	時刻
49107	07-05-08	09:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		↓ C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		円

お振込明細またはご案内

電信

おトウキヨウツソキン
 シキ
 当座 0200261
 1) ケイキコウトチ様
 登録番号 0001

入ス キマサト セイムカツト ウツ ムツヨ様

ご依頼人
 電話番号
 取扱番号 400005

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名 称 富久 前 駐 車 場

番 号 No. ■■■■■■

賃 料 1 ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は令和 7 年 5 月 16 日より令和 8 年 5 月 15 日まで 1 年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第 2 条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一 1 ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第 3 条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第 4 条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 5 条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第 6 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 7 条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第 8 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第 9 条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1 ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。
- 第 10 条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

振込先 ■■■■■■

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方署名捺印の上 1 通を所持する。
令和 7 年 5 月 15 日

貸 主 (甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 3-33-14 ■■■■■■
氏 名 有限会社 恵久土地
代表取締役 市川 理恵子
電 話

借 主 (乙) 住 所 埼玉県志木市中栄町 1-1-2
氏 名 鈴木 正人
電 話 048-476-7526

仲介人 住 所
氏 名
電 話

取引主任者 氏 名
登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1151

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 8 日	支出額	75,440 円
項目	事務所費	充当額	67,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所貸借料＋振込手数料（6 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号

取扱店	お取引日	時刻
49107	07-05-08	09:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥75,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
カワケチウソキソ
シキ
普通 0810281
カ) コスモ様
登録番号 0007

スス キマサト セイムカット ウツ ムシヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 400006

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で蓋しております。 →

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2 (登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する建 本 数	棟 No. 本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社コスモ
	代表者の氏名	菊地 崇
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号
	免許年月日	2年 4月 1日
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏 名	
	登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社コスモ
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	氏 名	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。